

広域漁業調整委員会指示違反により農林水産大臣名で広域漁業調整委員会指示に従うべき命令を発出した事例
 当該命令に違反した場合は、漁業法第191条に基づく罰則（１年以上の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が適用されます。

（令和７年９月４日時点）

1	違反者の情報	福島県在住	令和７年４月、福島県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和７年４月	
	違反海域	福島県いわき市中之作港沖	
	使用船舶の情報	プレジャーボート	
	違反内容	くろまぐろ（小型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和７年７月25日	
2	違反者の情報	滋賀県在住	令和７年６月、京都府において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和７年６月	
	違反海域	京都府経ヶ岬沖	
	使用船舶の情報	プレジャーボート	
	違反内容	採捕禁止期間中のくろまぐろ（大型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和７年８月４日	
3	違反者の情報	長野県在住	令和７年６月、富山県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和７年６月	
	違反海域	富山県魚津沖	
	使用船舶の情報	プレジャーボート	
	違反内容	くろまぐろ（小型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和７年８月８日	
4	違反者の情報	石川県在住	令和７年６月、富山県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和７年６月	
	違反海域	富山県魚津沖	
	使用船舶の情報	プレジャーボート	
	違反内容	採捕禁止期間中のくろまぐろ（大型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和７年８月８日	

5	違反者の情報	石川県在住	令和7年6月、富山県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和7年6月	
	違反海域	富山県魚津沖	
	使用船舶の情報	プレジャーボート	
	違反内容	くろまぐろ（小型魚）の採捕 採捕禁止期間中のくろまぐろ（大型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和7年8月8日	
6	違反者の情報	石川県在住	令和7年6月、富山県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和7年6月	
	違反海域	富山県魚津沖	
	使用船舶の情報	プレジャーボート	
	違反内容	くろまぐろ（小型魚）の採捕 くろまぐろ（大型魚）の保持数制限 採捕禁止期間中のくろまぐろ（大型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和7年8月8日	
7	違反者の情報	新潟県在住	令和7年6月、新潟県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和7年6月	
	違反海域	新潟県新潟港（東港区）沖	
	使用船舶の情報	プレジャーボート	
	違反内容	くろまぐろ（小型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和7年8月27日	
8	違反者の情報	三重県在住	令和7年6月、水産庁による調査により確認
	違反時期	令和7年6月	
	違反海域	石川県小木港南方沖	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	くろまぐろ（小型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和7年9月4日	